

介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者等に対する行政処分について

〔 令和元年 12 月 13 日 〕
旭川市保健所医務薬務課

1 趣旨

指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者である株式会社湧心に対し、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 77 条第 1 項第 3 号、第 7 号及び第 8 号並びに第 115 条の 9 第 1 項第 3 号、第 7 号及び第 8 号の規定に基づく行政処分を行いました。

2 対象事業者等

(1) 事業者

法人名	株式会社湧心
代表者名	代表取締役 齊藤由紀
所在地	旭川市春光 6 条 4 丁目 3 番 5 号

(2) 事業所

事業所名	訪問看護ステーションいろ葉
所在地	旭川市春光 6 条 4 丁目 3 番 5 号
サービス種類	訪問看護及び介護予防訪問看護
指定年月日	平成 30 年 10 月 1 日

3 処分内容

指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の全部の効力の停止
（令和元年 12 月 13 日から令和 2 年 3 月 12 日までの 3 か月間）

4 処分の原因となる事実

- 平成 31 年 3 月から令和元年 9 月までの間、事業所の人員基準を満たしていなかった。
（介護保険法第 77 条第 1 項第 3 号及び第 115 条の 9 第 1 項第 3 号該当）
- 監査において、虚偽の「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」及び「出勤簿」を提出し、人員及び「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」について、虚偽の答弁をした。
（介護保険法第 77 条第 1 項第 7 号及び第 8 号並びに第 115 条の 9 第 1 項第 7 号及び第 8 号該当）